

令和 2 年 第 7 回

南会津町農業委員会総会議事録
(公開用)

期 日 令和 2 年 7 月 16 日 (木)

会 場 南会津町役場本庁 3F

南会津町農業委員会事務局

南会津町農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和2年7月16日(木) 午後1時30分
- 2 開催場所 南会津町役場本庁 3F
- 3 出席した委員

農業委員 11名

1番	馬場 崇裕	2番	星 利信	3番	湯田 義三
4番	湯田 重行	5番	平野 恒二	6番	塩生 隆晴
7番	渡部 一男	8番	芳賀 美紀	9番	山内 敬
10番	室井 文一	11番	五十嵐伸人		

出席した農地利用最適化推進委員 11名

田島第1	渡部 昭雄			田島第3	星 仁
		田島第5	湯田 孝義		
		田島第8	平野 信行		
田島第10	渡部 和幸			舘岩第1	齋藤 融
舘岩第2	大山 憲三	舘岩第3	芳賀 敏		
南郷第1	五十嵐 和	南郷第2	五十嵐久長	南郷第3	目黒久一郎

- 4 欠席した委員

農業委員 0名

--	--	--	--	--	--

推進委員 6名

田島第2	星 又エ門	田島第4	湯田 慎也	田島第7	浅沼 誠治
田島第9	渡部 徳男	田島第11	猪股 忠久	伊南第1	森 哲男

- 5 出席した事務局職員

事務局長	菅家 康夫	局長補佐兼係長	八木沢 誠二	主 査	馬場 隆一
------	-------	---------	--------	-----	-------

- 6 議 事

- 日程第1 欠席委員の報告について
- 日程第2 議事録署名委員の指名について
- 日程第3 報告第1号 会務報告について
- 日程第4 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 日程第5 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について
- 日程第6 議案第3号 現状確認証明申請について
- 日程第7 議案第4号 農用地利用集積計画決定について

7 会議の概要

	事務局が開会を告げ、会長が挨拶をした後、南会津町農業委員会総会 会議規則第5条の規定に基づき、会長が議長となり議事に入る。
議 長	それでは、只今から議事に入ります。 日程第1 「欠席委員の報告について」であります。欠席の届け出 がありました農業委員はおりません。本日の出席委員は11名ですので、 農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による過半数に達して おります。 また、会議規則第10条の規定により農地利用最適化推進委員に出席 を求めたところ、11名に出席していただいております。
議 長	日程第2 「議事録署名委員の指名について」であります。会議規 則第20条第2項の規定により、10番室井文一委員、1番馬場崇裕委員 を指名いたします。両名には、本総会における議事録への署名をお願い いたします。
議 長	日程第3 「報告第1号 会務報告について」を議題といたします。 事務局から報告してください。
事務局	(事務局長が議案書にそって報告)
議 長	只今事務局から会務の報告がありましたが、ご質問等がありましたら お願いします。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質問がないようですので、会務報告を終わります。
議 長	日程第4 「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請につい て」を議題といたします。 事件番号1について、地区担当調査委員の田島第4区湯田慎也推進委 員が欠席ですので事務局から説明お願いいたします。
事務局	事務局の八木沢です。湯田慎也推進委員より報告書をお預かりしてま すので、議案第1号の事件番号1の報告をさせていただきます。譲渡人、 譲受人、土地の所在等につきましては、議案書のとおりになりますので 議案書の3ページ、事件番号1番のほうをご参照ください。調査ですが、 7月13日に行ったとのことです。調査した内容ですが、申請の理由、農 地法第3条の許可の要件、5項目ありますけれども、その5つについて であります。まず、申請理由でありますけれども、議案第1号の事件番 号2の農地との自作地相互の交換ということで申請理由となっております。 譲受人は、申請地付近に沢山の農地を持っておりまして、□□筆弱 持っているということです。交換によりまして、農業経営が効率的にな るということで申請になったとのことでございます。次に農地法第3条

の許可要件の5項目についての状況ですが、1点目の下限面積ですけれども、こちら譲受人の耕作面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡であります。申請地は、□□□□㎡の田でありまして、農用地区域外の農地であります。そのため下限面積のほうは1㎡になりますので下限面積のほうは問題ございません。2点目、必要な農作業に従事する農作業従事要件ですが、申請書の内容を聞き取りしたところ、世帯合計で150日ほど必要な農作業に従事される予定とのことでしたので、目安の150日はクリアすることからこの部分についても問題はございませんでした。3点目、地域との調和要件ですけれども、譲受人は、地域の奉仕作業等にも参加してまして、申請地には水稻を作付けされるということですので特に周辺の農地に対して影響を与えることはないと思われますので問題ないと考察されます。4点目、農地のすべてを効率よく耕作するという全部効率利用要件でございますけれども、こちらにつきましても、トラクターなどの多数の大農機具を所有していますので経営農地の効率的な耕作に問題はないと思われます。最後になりますが、法人の場合は、という、農地所有適格法人要件ですが、こちらにつきましては、譲受人は法人ではなく個人ですので問題はありません。

以上、調査の結果許可が相当と思われるとの報告ですので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長

次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査委員の田島第4区湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。

事務局

事務局の八木沢です。湯田慎也推進委員より報告書をお預かりしてしますので、事件番号2番につきまして報告をさせていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては、議案書の記載のとおりとなりますので、先ほど同様なんです。議案書3ページ事件番号2をご参照ください。

調査の日ですけれども、こちら7月13日に行ったとのこと。調査をした内容につきましては、申請の理由、農地法第3条の許可の要件、5項目についてであります。申請理由ですが、さきほど審議いただきま

した議案第1号の事件番号1の農地との自作地相互の交換というのでございます。今回の譲受人は、申請地近くに居住しておりますので、交換により耕作が便利になるということで、この申請が出てきたということになります。次に農地法第3条の許可要件の5項目ですが、1点目の下限面積要件ですけれども、譲受人の耕作面積は、田が□□□□㎡、畑が□□□□㎡、合計で□□□□㎡であります。申請地は、□□□□㎡の田で農用地区域外の農地であります。農用地区域外の農地ですので下限面積のほうは1㎡になりますので下限面積の要件の問題はありません。2点目、必要な農作業に従事する農作業常時従事要件ですが、申請人の内容を聞き取りしたところ、世帯合計で340日必要な農作業に従事できるとのことでした。年間150日従事するという要件ですので、目安の150日はクリアすることですからこの部分についても問題はないとのことでございます。3点目、地域との調和要件ですけれども、譲受人は地区の奉仕作業等にも参加しておりまして、申請地には水稻を作付けされる予定ということです。特に周辺の農地の利用に影響を与えることはないと考えられるとのこと。4点目、農地のすべてを効率よく耕作するという全部効率利用要件でございますけれども、こちらも譲受人は、トラクター3台を始めとして多数の大農機具を所有していますので経営農地の効率的な耕作は問題ないと思われます。最後になりますが、5点目、農地所有適格法人要件ですが、譲受人は法人ではなく個人ですのでこの部分については、問題はありません。

以上、調査の結果許可が相当であるとの報告ですので審議のほうよろしく願いいたします。

議 長

はい、ありがとうございました。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

議 長

(「ありません。」の声あり)
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長

(「異議なし」の声あり)
異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第1号の審議を終了いたします。

議 長

続きまして、日程第5 「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。
事件番号第1について、地区担当調査委員の田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 1 推進委員の渡部です。昨日調査のほうをしてきました。譲渡人〇〇〇〇さん、***に住んでおります。譲受人は●●●●さん、この方は***に住んでらっしゃいます。面積が□□□□㎡。理由としては、この土地は都市計画地域に当たっておりまして農業に影響を与えることはありません。理由としては、子供さんが大きくなりまして家が手薄になった、それから自分で家を持ちたいという希望を持ちまして設計をいたしました。場所は資料1をご覧ください。こちらは、農協、郵便局、それから駅、スーパー、色々便利性があまして住みやすいところです。以上よろしく願いいたします。

議 長 はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)
議 長 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に事件番号2を議題といたします。地区担当調査委員の田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の説明をお願いいたします。

田島 1 先ほど調査報告をいたしました、それと似ております。譲渡人〇〇〇〇さん、譲受人●●●●さん、●●●●さんは***になっております。***となっておりますが、正式な名称は***となっております。面積が□□□□㎡で、理由としては先ほどと同様で、子供さん大きくなって自分で家を持ちたい。場所的には非常に便利性があって住みやすいとのことで設計したとのことです。以上でございます。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。
本案に対し、ご質疑ございませんか。

(「ありません。」の声あり)
議 長 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号2について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号2については、原案のとおり決定いたしました。 以上で議案第2号の審議を終了いたします。
議 長	次に事件番号3を議題といたします。地区担当調査委員の田島第4区湯田慎也推進委員が欠席ですので事務局から説明お願いいたします。
事務局	事務局の八木沢です。それでは議案第2号、事件番号3の調査結果を預かっておりますので報告をさせていただきます。譲渡人、譲受人、土地の所在等につきましては議案書記載のとおりになります。議案書5ページになりますけども、事件番号3、申請地の位置、土地の利用計画については、総会資料の3のほうに記載ございますのでご参照いただければと思います。詳細につきましては、7月13日に調査を行ったということです。調査をしました内容ですけれども、申請理由、農地法第5条の許可要件になります立地基準、一般基準、建物についてであります。申請理由なんですけど、譲受人は、***地域の***地区で◆◆◆を主に業務を営業しているということです。今般、縦貫南会津道路の事業もありまして、業績が拡大しているのもあり、車両が増加しまして、その車両置き場、駐車場の増設が急務となったということです。 申請地は、資料のほうを見ていただくと現地案内図というものが、1枚めくっていただくとあります。現地案内図を見ますと県道高崎田島線と線路を挟んでありますが、◆◆◆駐車場ということころがございまして◆◆◆と県道の線路を挟んだ向かい側というような形になっております。◆◆◆の近隣に位置しておりますので町道に面しているのもありまして、また、面積も適切であるということからこの場所を選んだということです。立地基準というものなんですけど、申請地は会津線の◇◇◇前駅、ここからおおむね500m以内に存在する場所になります。ここでいきます要件的には駅からおおむね500m以内にありまして第2種農地として判断されることになります。第2種農地につきましては、福島県では原則転用許可となりますので転用が可能となります。次に一般基準の項目の調査結果について報告させていただきます。1点目、転用に必要な資力の関係ですけれども、通帳の写し、こちらを確認したそうです。通帳の写しを確認したところ、事業費△△△△円ということでしたが、それを上回る残高があるということで問題なかったということです。申請地について、転用行為をする妨げの権利を有する者の同意を得ているかということになりますけれども、登記簿を確認しましたが抵当権などの権利設定はないということでしたので、特に問題はないということです。3点目、許可後遅滞なく申請にかかる用途に供すること、事業に着工できるかということですけれども、こちらも事業が拡大してるという中で車両置き場が無くなっているということですから、問題はないと考察されるところでした。他の法令の許認可の見込みはあるかということですけれども、こちらも特に法令の許認可の問題はございません。5点目、転用の面積が妥当であるかという点でありますけど、大型

トラックが主になるんでしょうが、大型トラック等の駐車場として、□□□㎡という面積なんですけど、こちらは特に過大ではないという風に考えられますので問題はないと考えられますということです。6点目、周辺農地の営農状況に影響を与える恐れがないかということですが、現地の申請地につきまして、雨水や土砂の流出につきましてはこちらを防止するために砂利を用いて敷地を造成する計画でございます。汚水は特に発生しないということですので問題はないと考察するということだそうでありました。以上の調査結果から許可が相当であるという報告でありますので、審議をよろしく願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
 質疑がないようですので、質疑を終結し採決いたします。
 お諮りいたします。事件番号3について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
 異議なしと認め、事件番号3については、原案のとおり決定いたしました。
 以上で議案第2号の審議を集結いたします。

議 長 続きまして、日程第6 「議案第3号 現況確認証明申請について」を議題とします。事件番号1について、調査担当の田島第1区渡部昭雄推進委員から調査結果の報告をお願いいたします。

田 島 1 昨日、行政書士の◎◎◎◎さん、事務所にお伺いして事情を聴いてまいりました。資料の4をご覧ください。面積が□□□□㎡、非常に三角の長いというか、完全にコンクリになっていまして、農地として復旧できないということで見てきました。写真の2階建てがありますが、現在は❖❖❖❖さん夫妻で1階が「❖❖❖❖」という❖❖❖❖店、2階が◆◆◆◆として。この地主さん、〇〇〇〇さんですが、現在***市のほうに住んでおりまして、昔はこの家に住んでたらしいんですが、親も亡くなりまして地元には帰ってこないということで、この家を売り払って向こうに行ったらしいです。一番上の写真なんですけど、車が止まってますね。この部分もそうです。今宅地化されております。、現在なお、宅地として利用しています。あそこの三つ目のブロック塀ですか、この奥も今回入っております。ですから非常にこのブロック塀が真ん中であって利用できない。完全に家の庭になってまして、農地には変更できないという判断をしました。以上でございます。

議 長	はい、ご苦労様でした。説明が終わりました。 ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。
議 長	(「ありません。」の声あり) 質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。 お諮りいたします。事件番号1について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。
議 長	(「異議なし」の声あり) 異議なしと認め、事件番号1については、原案のとおり決定いたしました。
議 長	次に、事件番号2を議題といたします。地区担当調査員の田島第9区渡部徳男推進委員が欠席ですので事務局から説明をお願いいたします。
事務局	それでは委員のほうから、調査結果を預かっておりますので報告させていただきます。申請人と土地の所在地等は議案書7ページ事件番号2のほうに記載されておりますのでそちらをご参照ください。資料としましては総会資料の5になります。調査日ですけれども、7月11日に調査を行ったとのございます。調査内容でございますが、現況確認証明の許可の条件4つについてになります。その前に、なぜここの現況確認が必要になったかという経過の報告がございますので少しだけ紹介いたします。今般、***地区なんです、地籍調査、国土調査が入っておりましてその関係で詳しく調べてきたところ、ここの農地、この土地は自分が思っていたところと違う農地だ、他人の土地を使っているようだということでした、資料5の写真を見ていただくとわかるんですが、家の前の国道に面してる場所といいますか、軽トラックが止まっていますけどその脇のほうにどうもその農地があるようだ。とのことで今般申請を行ったとのことでした。まず、現況確認証明の4つの条件のことですけれども、1点目の、山林原野化、あるいは宅地化して農地に復元することが著しく困難な土地であることについては、写真を見ていただきますと、宅地の一部として使われてまして、さらにその農地の部分なんです、宅地の一部、アスファルト駐車場として使っているものですから、アスファルトに敷設されてまして農地への復旧は非常に困難であるということでした。2点目、農地転用の許可を受けた土地、農地法の規定や許可の条件に違反する状態の土地ではないことですが、こちらにつきましても渡部委員のほうから「事務局どうなんだ？」と連絡がありましたので事務局で調査しましたが、無断転用の状態であること行政から指摘など等の経過、また過去に転用許可ともございせんでしたので問題はありせんでした。3点目、農用地区域内の農地ではないことにつきましても、こちらにつきましても、農振農用地区域外の農地でございますので問題ございせん。最後に4点目になりますが、非農地化してから20年以上その状態が経過しているという点

ですが、今回の申請の内容につきまして具体的に非農地化して 20 年以上経過しているという客観的な資料の添付がございましたので、これについて、委員のほうから「事務局でちょっと調査してくれ。」とのことでしたので、事務局で調査いたしました。事務局では課税の状況を見てみました。課税の状況を確認しましたところ、申請地を敷地とした家屋は昭和 49 年に建築されておりました。土地の課税につきましては年度のあまりにも古いものはデータとして残ってないんですけども、確認できたもので昭和 51 年には宅地として課税され、それが現在まで宅地課税が続いておりますので、昭和 51 年ですから申請地は 40 年以上にわたりまして非農地化の状態が続いてるということがわかります。以上、調査の結果、証明が相当であるとの報告でございますので審議をお願いいたします。

議 長 はい、ありがとうございます。説明が終わりました。
ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。事件番号 2 について、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、事件番号 2 については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第 3 号の審議を終了いたします。

議 長 続きまして、日程第 7 「議案第 4 号 農用地利用集積計画決定について」を議題とします。事務局から議案の説明をしてください。

事務局 事務局の馬場です。私のほうから議案第 4 号の農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書の 9 ページの利用権設定内訳 7 月分をご覧ください。筆数面積、再設定、新規の順で説明申し上げます。まず、再設定ですが、田が 4 筆の 5.704 m²、畑はございません。新規については、田が 23 筆、33.805 m²、畑が 7 筆、16.621 m²であります。再設定と新規合わせて、田が 27 筆の 39.509 m²、畑が新規のみとなりまして合計が、34 筆の 56.130 m²となります。続きまして、10 ページからは利用権設定の一覧となっております。左側番号の 1 番から 3 番については使用貸借権設定がございますが、これらにつきましては農地を荒らさないで管理していただけるならと、貸付人の移意向によって設定されております。それから左側番号 14 番から 31 番まで 18 筆ございますが、農協によります農地利用集積円滑化事業による利用権設定地となっております。この農協の円滑化事業につきましては、前にもご説明いたしました。が、今年の 4 月から農地中間管理事業に一本化されるということで農協

さんでは新規の契約は取り扱っておりません。今回提出された案件につきましては、平成 26 年度に約 10 年間で設定されたものでありまして、今回、借受人の方が事情によって耕作できなくなったということで、新たな借受人として◇◇◇◇が利用権設定されるということで出てきた案件ということです。それから最後の 3 つであります、番号 32 番から 34 番につきましては、農地中間管理事業による集積計画一括方式による利用権設定でありまして、これの次のページ、最後のページになりますが、こちらがこの 3 筆の農地中間管理機構が貸付する配分計画を載せてございます。ちなみになんです、番号の 1 番と 2 番、***の***10 番と 11 番につきましては、こちらの借受人につきましては、ご夫婦でありまして、2 年間研修を受けまして南郷トマトの栽培をするという新規栽培者となっております。以上、議案第 4 号について説明を終わります。

議 長 はい、説明が終わりました。ただちに質疑に入ります。発言のある方は、挙手願います。本案に対してご質疑ございませんか。

議 長 （「ありません。」の声あり）
質疑がないようですので、質疑を終結し、採決いたします。
お諮りいたします。本案を原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

議 長 （「異議なし」の声あり）
異議なしと認め、本案については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議案第 4 号の審議を終了いたします。
総会に付議された議事案件は全て終了いたしました。

議 長 次に、次回総会までの業務日程について、事務局から説明してください。

事務局 （事務局長、業務日程について説明）

議 長 はい、ありがとうございました。業務日程について何か質問ございませんか。

議 長 ないようなのでその他に入ります。
農地利用の最適化の推進に関する異見、提言の募集について事務局から説明をしてください。

事務局 （事務局長から「農地利用の最適化の推進に関する異見、提言の募集について」の説明）

議 長 はい、皆さんからご質問ございませんか。

議 長	(ありませんとの声) はい、ないようなので次に参ります。次に「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について」を説明してください。
事務局	(事務局長より「農業委員・農地利用最適化推進委員研修会について」の説明)
議 長	だそうです。(笑いが起こる) 皆さんのほうからぜひ参加したいという方がおれば。 (談笑中)
議 長	皆さんお願いします。
議 長	その他で皆さんから何でもいいですから何か願いいたします。 ないようですので、職務代理から閉会のことばをお願いします。
職務代理	本日は紹介ございましてこういうことはあんまりないんですが、もっとやっぱり総会なんで疑問の点をバンバン発言していただきたいと私は思っております。そして、もっとこの農業委員会がどのような役目を果たしているのか皆さんで考える機会になればもっと素晴らしい農業委員会になるという気がします。一言ですが、これを持ちまして令和2年第7回南会津町農業委員会総会を閉じたいと思います。ありがとうございました。

閉会 午後 2時 15分

上記のとおり、会議次第は書記をして記載せしめたものであるが、その内容が正確であることを証明するためここに署名する。

議 長

10番

1 番